



主要国の経済安全保障政策の概要

公益財団法人 国際通貨研究所
Institute for International Monetary Affairs (IIMA)
経済調査部 上席研究員 橋本 将司
開発経済調査部 上席研究員 梅原 直樹

* 本稿は2022年3月30日までの情報に基づき作成。

目次

要旨	3
1. 経済安全保障政策について～近年重視される背景と主なポイント	4
2. 米国の主な経済安保政策	
(1)ここ数年の動きの概観	5
(2)サプライチェーンの強化・見直し	6
(3)重要インフラとデータの保護	9
(4)重要技術の流出防止	
①輸出管理政策	10
②対米投資審査	13
(5)重要技術の開発強化・支援	14
3. ドイツの経済安保政策の事例	15
4. フランスの経済安保政策の事例	16
5. 韓国の経済安保政策の事例	17
6. 台湾の経済安保政策の事例	18
Appendix	19
主要参考文献	20

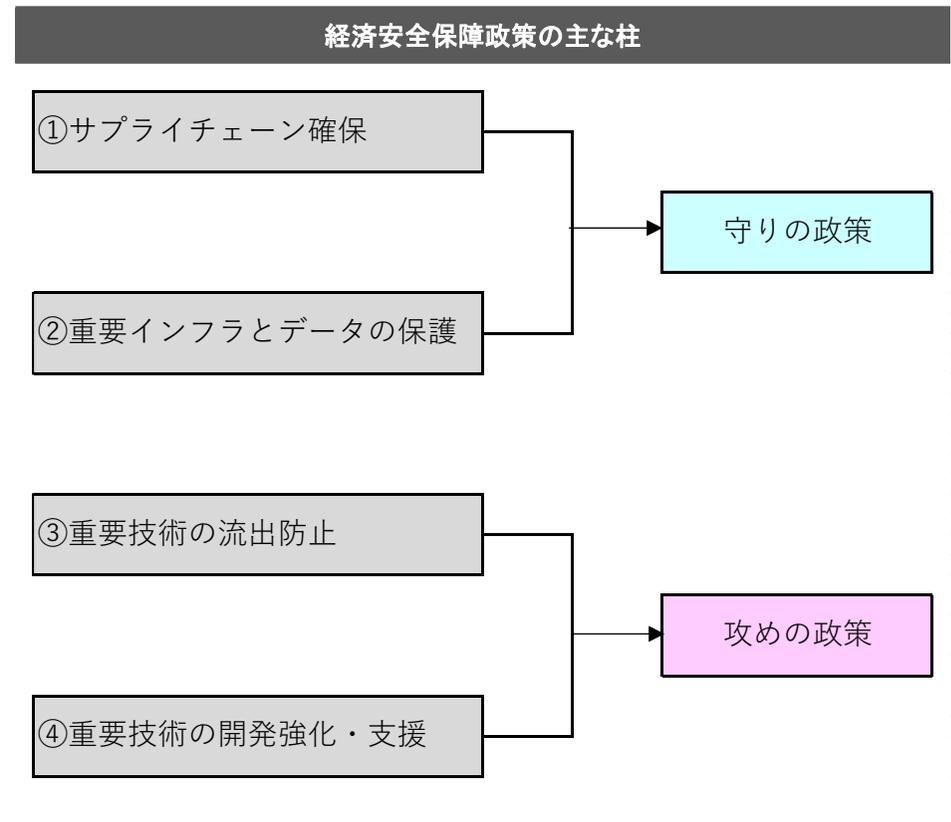
- 中国の台頭などを受け、近年経済面からの国益の確保を志向する経済安全保障政策が主要国で重視されている。経済安全保障政策は、主に「守りの政策」としての①サプライチェーン確保、②重要インフラとデータの保護、「攻めの政策」としての③重要技術の流出防止、④重要技術の開発強化・支援、に分類・整理することが可能。本稿では、わが国への示唆を考える上で、米国を中心に、ドイツ、フランス、韓国、台湾の最近の経済安全保障政策の動向について、①～④の分類に沿って概観した。
- 米国の主要政策を概観すると、①サプライチェーン確保では、バイデン政権が半導体など4つの重要な製品・物資や、6つの重要な産業のサプライチェーンを検証する報告書を公表。これに基づき、サプライチェーン強化のための官民協力体制の推進、同盟・友好国との協力強化等が打ち出された。②重要インフラとデータの保護では、2018年成立の2019年度国防授權法により、安全保障上懸念があるとして中国大手通信企業等からの、政府による製品・サービス調達を禁止。また、国家緊急経済権限法(IEEPA)に基づく大統領令により、中国・ロシア等やその企業による情報通信技術・サービスが米国内の重要インフラで使用される際に商務長官審査が必要になった他、中国情報通信技術関連5社等を、米国から事実上排除する規制策定が進展中。
- ③重要技術の流出防止としては、2018年に輸出管理改革法(ECRA)と外国投資リスク審査現代化法(FIRRMA)が成立。ECRAは、軍事転用可能な商用品目の輸出などを規制する輸出管理規則(EAR)を改正するもので、経済安全保障上、重要な技術として「新興・基盤技術」を特定し、これらを使用した輸出品目の管理・規制の強化も図られている。もっとも、米当局は米企業だけが不利益を被らないように、各技術における米国の独占度や緊急性と、多国間における規制動向などのバランスを慎重に考慮した上で指定を実施。また、EARにおける、輸出品目の最終用途・使用者の観点からの規制の1つである、エンティティ・リスト(EL)に、中国の大手通信企業などを掲載し、規制の運用により米国からの輸出を制限した。FIRRMAでは、外国企業による米国事業の買収を審査・監視する対米外国投資委員会(CFIUS)の権限を強化。④重要技術の開発強化では、2022年2月に米議会下院で可決された「America COMPETES Act of 2022」において、半導体産業の技術開発支援に520億ドルが拠出されるなどの動きがある。米国は独仏等に比べて中国企業を明確に規制するなどの動きがみられる一方、必要な分野では他国との協力を行い、自国にとって最適な安全保障政策を志向している。
- ドイツでも、①～④の各分野に亘る動きがみられ、最近では、ITセキュリティ法改正による重要インフラ保護策も打ち出された。総じてEUの政策と平仄を合わせた経済安保政策強化がみられている。中国を顕著に排除する動きは米国ほど顕著ではない。
- フランスでは、EU域内での戦略産業サプライチェーン確保に加え、対内直接投資規制強化の動きが見られる。特許出願では軍事省による安全保障に関する技術審査を通じた非公開化制度あり。
- 韓国は、2021年以降「K-半導体戦略」など半導体を中心に対応を加速、「総合半導体強国」を目指す。台湾は、最先端の次世代半導体戦略を打ち出し人材流出防止策の強化を急ぐ。韓国、台湾ともに、米国からの働きかけを受けつつ、半導体を中心に独自のサプライチェーンの強化策を打ち出している。
- 各国は、総合的な国力(経済力、技術力、資源、人口)や置かれた地政学的状況に応じて、競合国からの最適な部分ディカップリングを目指し、自国企業の事業活動への制約を最小限にしつつ、安全保障上の目的を追求している。

1. 経済安全保障政策について～近年重視される背景と主なポイント

- 国家の独立と生存及び繁栄を含む国益を経済面から確保する経済安全保障政策が、近年世界各国で重視されている。
- 背景には、まず中国が経済力や科学技術力で急速に台頭し、今後米国を凌駕する可能性も浮上して来たこと。その中国が民主主義とは異なる価値観の下で、既存の国際秩序に挑戦するような動きをみせていることがある。さらに近年の科学技術には、人口知能(AI)や量子コンピューターなど、経済・軍事的な競争環境を一変させかねないものが増えており、経済・技術覇権を巡る競争が激しくなりつつある。また、経済社会が情報ネットワークへの依存度を高める中で、データベースや重要インフラなどへのサイバー攻撃への警戒も高まっている。複雑化して脆弱となったサプライチェーンの見直しも求められている。
- 経済安全保障政策の柱としては、貿易・投資取引などを介した①サプライチェーン確保、②重要インフラとデータの保護、といった「守りの政策」と、③重要技術の流出防止、④重要技術の開発強化・支援などによる「攻めの政策」に整理できる。

経済安全保障が重視される背景	
中国の台頭	
	経済力・国力で米国を凌駕することが視野に入る
	科学・軍事技術的にも急速に高度化して欧米をキャッチアップ
	民主主義とは異なる価値観の下で、既存の国際秩序に挑戦
最先端科学技術の変容	
	量子コンピューターなど、ゲームチェンジャー的な要素が強いものが増加
	軍事技術と民生技術との境界が曖昧になりつつある
	サイバー攻撃の脅威
グローバル化の過度な進展	
	サプライチェーン複雑化の弊害が近年大きく浮上

(資料) 各種資料より国際通貨研究所作成



(資料) 各種資料より国際通貨研究所作成

2. 米国の主な経済安保政策～(1)ここ数年の動きの概観

- 米国では、中国の経済や軍事・科学技術面での台頭などを背景に、トランプ政権が発足した2017年以降、経済安全保障を重視する傾向が強まった。2017年の国家安全保障戦略(NSS)で技術開発の支援などによる経済基盤の強化や、外国の不正な貿易慣行への対抗など、経済安全保障政策を強化する方向性を打ち出した。その後は具体的な法律や規制の制定により、貿易や投資を通じた重要技術の流出防止が強化された他、中国やその情報通信関連企業を始めとした安全保障上懸念のある主体の米国市場へのアクセス制限などにより、重要インフラやデータの保護策も強化された。
- こうした流れはバイデン政権でも基本的に受け継がれており、トランプ政権時に導入された規制案が最終的に施行される動きがみられると共に、重要物資や産業のサプライチェーンの見直しと改善策の策定も行われた。重要・先端技術の開発支援策も、実現のための法案が米議会を通過するなど、進展がみられている。

米国における最近の主な経済安全保障強化政策

時期	法律・規制や報告書	概要	区分
2017年	国家安全保障戦略(NSS)	経済基盤の強化や不正な貿易相手への対抗などにより経済安全保障を重視	—
2018年	2019年度国防授權法(NDAA)	中国大手通信機器企業の製品を政府調達から排除	②重要インフラの保護
	輸出管理改革法(ECRA)	「新興・基盤技術」の特定などにより輸出管理規則(EAR)を改正・強化	③重要技術の流出防止
	外国投資リスク審査近代化法(FIRRMA)	外国からの対米投資を審査する対米外国投資委員会(CFIUS)の権限を強化	③重要技術の流出防止
2019年	国家緊急経済権限法に基づく大統領令(13873号)	外国の敵対者供給の情報通信機器の米国での導入に商務長官の許可が必要に	②重要インフラの保護
2020年	安全で信頼できる通信ネットワーク法	脅威となる企業を指定し、その製品の政府補助金を使用した購入を禁止	②重要インフラの保護
	重要・新興技術に関する国家戦略	20の「重要・新興技術」を特定し、米国の優位性を維持するための戦略を発表	④重要技術の開発強化
2021年	サプライチェーン強化のための大統領令(14017号)	重要な製品や産業のサプライチェーンの点検と改善・強化策の実現を指示	①サプライチェーン確保
	大統領令14017号に基づく100日間レビュー	半導体など特に重要な4つの物資・製品のサプライチェーンを評価	①サプライチェーン確保
	FCCによる認証禁止に関する規制案公表	中国の情報通信関連5社の製品の米国での使用のための認証手続きを禁止	②重要インフラの保護
	米議会上院で米国イノベーション競争法成可決	米国の研究開発や製造業の競争力向上策などを含む	④重要技術の開発強化
	2021年安全機器法	FCCによる認証禁止に関する最終規制策定を1年以内に完了することを義務付け	②重要インフラの保護
2022年	大統領令14017号に基づく1年以内の報告書	防衛・通信技術など6つの重要な産業のサプライチェーンを評価	①サプライチェーン確保
	米議会下院でAmerica COMPETES Act of 2022可決	米国の研究開発や製造業の競争力向上策などを含む	④重要技術の開発強化

(資料) 日本貿易振興機構資料、米政府公表資料などより国際通貨研究所作成

2. 米国の主な経済安保政策～(2) サプライチェーンの強化・見直し(その1)

- 米政権は経済安全保障上の問題意識から、2021年2月24日付の大統領令(14017号)に基づき、半導体、大容量蓄電池、希少金属、医薬・医療品のサプライチェーンの問題点とその対応・強化策をまとめた報告書(100日間レビュー)を、同年6月8日に公表。同大統領令から1年となる2022年2月24日には、防衛、公衆衛生・生物学的危機管理、情報通信技術、エネルギー、運輸、農産物・食料生産の各分野を所管する省庁が、各分野のサプライチェーンを評価する報告書を公表した。
- 100日間レビューでは、半導体など重要な4分野において、米政府の積極的な関与によるサプライチェーン強化のための官民協力体制・プロジェクトの構築と推進、技術開発を含めた各プロジェクトなどへの資金支援、同盟・友好国との協力体制強化などを提言。例えば半導体については、米議会に対して重要な半導体の国内製造および研究・開発のために少なくとも500億ドルの予算確保を推奨。希少金属については、議会・内務省に対して、「鉱物資源プログラム」における地質調査などに予算を配分し、国内の重要鉱物資源に関するマッピングを行うことを提言。

バイデン政権によるサプライチェーン100日間レビューの概要

重要製品のサプライチェーンにおける脆弱性に対応するためのアクション(すぐにアクションが求められるもの)

分野	担当機関	強化策
重要医薬品の国内製造支援	保健福祉省	国防生産法(DPA)に基づき官民コンソーシアムを設立し、50～100の重要医薬品を特定する。
		米国救済計画でDPAに配分された予算のうち、約6,000万ドルを投じ、国内の医薬品有効成分(API)の製造能力向上のためのプラットフォーム技術の開発を促す。
先端バッテリーの国内サプライチェーンの確保	エネルギー省	「リチウム電池のための計画」を取りまとめ、政府・当局横断的な対応策を発表する。6ヵ月半後に関係者を集めた「バッテリー・ラウンドテーブル」を開催する。
		「先端技術自動車製造ローンプログラム(ATVM)に約170億ドルを追加する。
		「連邦エネルギー管理プログラム(FEMP)」の下、連邦政府機関によるエネルギー貯蓄プロジェクトの取り入れのための新たな取り組みを立ち上げる。
国内外での重要鉱物の持続可能な生産・加工のための投資	内務省	農務省や環境保護庁などを含めた作業部会を設立し、最高水準の環境や労働基準を順守しつつ国内で重要鉱物を生産・加工できる区域を特定する。
	国防総省	DPAに基づくインセンティブを通じて、戦略・重要資源の持続可能な生産を支援する。
	エネルギー省	「再生可能エネルギー・省エネプロジェクト」の公募に関して有している30億ドル以上の融資保証を、重要資源の採掘・加工・回復・再利用などのプロジェクトにあてる。
	国際開発金融公社	重要資源の生産能力を増強させるプロジェクトへの国際的な投資を拡大する。
半導体不足に対応するための産業界、同盟・友好国との連携	商務省	産業界との関係をさらに強化し、生産者、サプライヤー、消費者間の情報共有を円滑化させる。
	ホワイトハウス	日本、韓国と今後の連携につき合意を結んだことを基盤として、同盟・友好国と公正な半導体の配分、生産増、投資拡大に関する関与を強化する。
公正で持続可能な産業基盤の構築		
米国の労働者とイノベーションの支援	労働省	州が主導する職業訓練制度の拡大のために1億ドル以上の補助金を6月中に発表すると共に、「職業訓練技術支援センター」を立ち上げる。

(資料)日本貿易振興機構2021年6月10日付ビジネス短信「バイデン政権、重要製品のサプライチェーン強化策発表」の添付資料、及びWhite House資料より国際通貨研究所作成

2. 米国の主な経済安保政策～(2)サプライチェーンの強化・見直し(その2)



バイデン政権によるサプライチェーン100日間レビューの概要(前ページからの続き)

公正で持続可能な産業基盤の構築(前ページからの続き)

分野	担当機関	強化策
米国の労働者とイノベーションの支援	エネルギー省	同省の「科学・エネルギープログラム」を通じて創出されたイノベーションに関しては、そのプログラムの受託者に対して、関連製品の相当な部分を国内で製造するよう要求する新たな政策を発表する。
国内外での持続可能なサプライチェーンへの投資	連邦調達規則協議会	バイ・アメリカン法の下で、製品・部材に含まれる重要素材に関する新たな政策を発表する。
	農務省	40億ドル以上を投じて、米国の食糧システムと食料サプライチェーンの強化と多様化を促進する。
	ホワイトハウス	大統領が、主要な同盟・友好国における官民の利害関係者を招いて、強靱なサプライチェーンに関するグローバル・フォーラムを主宰する。
不公正な貿易慣行との戦い	通商代表部	「貿易ストライク・フォース」を設立し、重要なサプライチェーンを侵食して来た外国の不公正な貿易慣行に対する単独及び多国間での執行策を提案する。
	商務省	ネオジム電池に関して、1962年通商拡大法232条による調査を開始するか検討する。

経済再開に伴う短期的なサプライチェーン混乱への対応

過渡期にあるサプライチェーン上の課題に対する省庁横断での取り組み	ホワイトハウス	商務長官、運輸長官、農務長官が主導する「サプライチェーン混乱タスクフォース」を設立し、短期的なサプライチェーンの混乱(特に顕著な建設、半導体、運輸、農業・食料分野)に対して省庁横断で対応する。
	商務省	連邦政府機関におけるデータを統合し、政府による混乱対応を改善するとともに、官民の間の情報共有を円滑化させる。

新たな道を拓く:米国のサプライチェーン強化に向けた長期戦略

米国の生産・イノベーション能力の再構築	議会	重要な半導体の国内製造および研究・開発のために少なくとも500億ドルの予算確保を議会に推奨する。
		議会に対して、消費者による米国製電気自動車(EV)の導入促進のためのインセンティブの拡大を推奨する。連邦公用車のEV化のための50億ドル、EV用充電インフラ整備のための150億ドルを確保するよう推奨する。
	エネルギー省	既存の権限と資金を活用して、先端的な自動車用バッテリーセルの国内製造を支援する。
	議会・商務省	議会に対して、商務省に500億ドル規模の「サプライチェーン強靱化プログラム」を新設することを推奨する。
	ホワイトハウス	DPA行動部会を組成し、サプライチェーン強靱化のためにDPAの権限をどう活用できるかを検討する。
	関連省庁	次世代の自動車バッテリーおよび送電網用の蓄電技術において重要鉱物の使用を減らすことのできる技術を支援する。
	関連省庁	重要な医薬品の生産を増強するための先端製造技術に対する資金援助を拡大する。
	労働省	「雇用・訓練局」が産業界及び労働組合と協力し、半導体など分野別のキャリアパスを作る。
	中小企業庁	「中小企業イノベーション研究」と「中小企業技術移転」プログラムを通じて、中小企業のニーズに応えるとともに、商業化を支援する。
輸出入銀行	米国の輸出の円滑化につながり得る国内の製造施設やインフラプロジェクトの新設・増強のために、既存の支援プログラムを活用できるか、または新たなプログラムを立ち上げるべきか提案する。	

(資料)日本貿易振興機構2021年6月10日付ビジネス短信「バイデン政権、需要製品のサプライチェーン強化策発表」の添付資料、及びWhite House資料より国際通貨研究所作成

2. 米国の主な経済安保政策～(2)サプライチェーンの強化・見直し(その3)



バイデン政権によるサプライチェーン100日間レビューの概要(前ページからの続き)

新たな道を拓く:米国のサプライチェーン強化に向けた長期戦略(前ページからの続き)

分野	担当機関	強化策
労働者に投資し、持続可能性を高める市場の形成支援	ホワイトハウス	リチウム、コバルト、ニッケル、銅、レアアースなど重要鉱物資源の採掘・加工に関する21世紀の基準を創設する。
	議会・内務省	議会は内務省の「鉱物資源プログラム」における地質調査などに予算を配分し、国内の重要鉱物資源のマッピングを行うべき。
	保健福祉省	国内で販売される医薬品に関して、保健福祉省が生産施設レベルでトラックングできるように議会に新たな権限付与を提言する。
重要製品の購買者・投資家としての政府の役割拡大	ホワイトハウス・議会	重要鉱物・資源に関する国防備蓄に再投資し回復するための行動を取る。
	関連省庁	政府の資金援助(税額控除、融資、補助金)を受けて国内バッテリーを生産するものは、団結権と団体交渉権の行使を自由かつ公正に選択できる質の高い雇用を生み出さなければならない。
執行を含めた国際貿易ルールの強化	ホワイトハウス	サプライチェーンの強靱化と米国の競争力を支えるための包括的な通商戦略を策定する。その要素は、現在見直しが進行中の米中通商政策も含めた対中通商政策にも取り込まれる。
グローバルサプライチェーンの脆弱性を軽減するための同盟・友好国との協働	ホワイトハウス	クアッド(日米豪印4か国の枠組み)やG7といった有志国の集まりを通じて、サプライチェーンの脆弱性に対する多国間での外交的関与を拡大する。
	ホワイトハウス	重要なサプライチェーンにおける生産を増強させるプロジェクトに投資するための資金援助ツールを模索する。

(資料)日本貿易振興機構2021年6月10日付ビジネス短信「バイデン政権、重要製品のサプライチェーン強化策発表」の添付資料、及びWhite House資料より国際通貨研究所作成

2. 米国の主な経済安保政策～(3) 重要インフラとデータの保護

- 重要インフラやデータの保護についての主なものとしては、米国内で使用される情報通信技術・サービス(ICTS)が、懸念される外国の主体から影響を受けることを排除する政策が挙げられる。まず国家緊急経済権限法(IEEPA)に基づく2019年5月15日の大統領令により、米国内で中国、ロシアなどやその支配下の企業により供給されているICTSを、指定された重要インフラや大規模に利用される事業、重要な先端技術関連で導入する際に、商務長官の許可が必要となった。2021年3月22日に施行。
- 加えて、ファーウェイ(華為技術)、ZTE(中興通迅)、ハイテラ(海能達通信)、ハイクビジョン(海康威視数字技術)、ダーファ(浙江大華技術)の中国情報通信技術関連5社について、2019年度国防授權法により米国政府によるその製品・サービスの調達を禁止。また、米連邦通信委員会(FCC)は、これら5社を安全保障上、許容できないリスクがある先として指定。その製品・サービスを米国内で使用するための認証手続きを全面的に禁止する規制案を2021年6月に公表している(2022年3月25日に、後者の対象としてチャイナ・モバイル(中国移動通信)、チャイナ・テレコム(中国電信)、ロシアのカスペルスキーが追加)。

米国の情報通信技術・サービス(ICTS)保護策の概要	
項目	概要
根拠法など	国家緊急経済権限法(IEEPA)に基づく2019年5月15日の大統領令(EO13873)により、商務省がパブリックコメントも参考に規則を制定。
規制概要	外国の敵対者に所有、支配されている、またはその管轄・指示に従属する主体によって設計、開発、製造もしくは供給されたICTSの買収、輸入、移転、導入、売買または利用を含む取引で、事業活動や重要インフラ・デジタル経済のセキュリティ、その他米国の安全保障などに過度もしくは容認できないリスクをもたらすものは、商務長官の許可が必要。
外国の敵対者	中国、ロシア、イラン、北朝鮮、キューバ、(ベネズエラ)マドゥロ大統領個人、及びこれらの支配下の企業
対象分野の概要	2013年の大統領政策指令21指定の重要インフラ(化学、商業施設、通信、重要製造業、ダム、防衛産業基盤、緊急サービス、エネルギー、金融、食料・農業、政府施設、ヘルスケア・公衆衛生、情報技術、原子力、輸送システム、上下水システム)、モバイルネットワークなど各種通信関連、当該取引に先立つ12か月間以上に、100万人を超える米国人の機微な個人情報を扱うデータホスト・コンピューティングサービスに関連するソフトウェア・ハードウェア、100万人を超える単位で米国人に販売されたネット通信可能なセンサーなど、100万人を超える米国人に利用されているインターネット通信用ソフトウェア、人工知能、機械学習、量子暗号、量子コンピュータ、ドローン、自律システム、応用ロボティクス関連
手続き	商務長官は該当する取引について審査し、禁止、禁止せず、リスク軽減措置の下で許可、のいずれかの判断を下す。反論・再審議制度あり。

(資料) 日本貿易振興機構資料、米政府公表資料より国際通貨研究所作成

中国の情報通信技術・サービス関連5社などへの制限措置の概要	
項目	概要
2019年度国防授權法889条	2018年に成立した2019年度国防授權法の889条により、米政府が懸念ありと判断した企業(中国のファーウェイ、ZTE、ハイテラ、ハイクビジョン、ダーファ)の通信・監視ビデオ関連の製品・サービスを、米政府が調達することを禁止(2019年8月13日施行)。さらにこれら企業の製品やサービスを使用した企業からの米政府による調達も禁止(2020年8月13日施行)。
安全で信頼できる通信ネットワーク法	2020年3月12日に成立した安全で信頼できる通信ネットワーク法は、FCCに米国の安全保障上、許容できないリスクをもたらす企業が製造する製品やサービスのリストを公表することを義務付け。これら企業としては、2021年3月21日に、ファーウェイ、ZTE、ハイテラ、ハイクビジョン、ダーファの中国の5社が指定。その後2022年3月25日に、中国のチャイナ・モバイル、チャイナ・テレコム、ロシアのカスペルスキーも追加で指定された。FCCの補助金を使用して、これら企業の通信サービスなどを購入・維持することも禁止される。
FCCによる中国通信関連5社などに対する認証禁止	上述の「安全で信頼できる通信ネットワーク法」に基づき、米国の安全保障上、容認できないリスクがあると認定された企業の通信機器・サービスやビデオ監視システムに関する、FCCによる米国内での使用のための認証を全面的に禁止する規制案を2021年6月17日にFCCが公表。パブリックコメントも募集。その後2021年11月11日に成立した「2021年安全機器法」では、以上の禁止の明確化を1年以内に終了することを義務付けている。

(資料) 日本貿易振興機構資料、米政府公表資料より国際通貨研究所作成

2. 米国の主な経済安保政策～(4)重要技術の流出防止①輸出管理政策(その1)

- 米国では複数の法令に基づき複数の政府機関が、米国からの様々な品目の輸出を規制。以下では、その中で軍事・非軍事両用の商用品目に適用され、商務省産業安全保障局(BIS)が管轄している米国輸出管理規則(EAR)について述べる。
- EARでは、米国内に存在する、米国で製造された(含む米国外のもの)、あるいは米国で製造された品目を含む品目などが対象。ここで品目とは、産品(commodities)、ソフトウェア(software)、技術(technology)を意味。対象取引は、米国からの輸出に加え、みなし輸出(規制対象相手に対する第三国経由の輸出や米国内での取引など)も含む。こうした対象品目取引で、品目がCommerce Control List(CCL)に掲載されている、最終仕向地が規制対象、最終用途・使用者が規制対象、に該当する場合、BISの事前許可が必要な場合がある(事実上取引不可も)。日本企業のような米国外の主体にも域外適用され得る。
- 近年最終用途・最終使用者の規制の一部を成すEntity List(EL)にファーウェイ関連など中国企業を新たに指定する動きや、米国の安全保障に重要な「新興技術」、「基盤技術」を特定して、新たにCCLへの掲載を模索する動きがある。

米国輸出管理規制(EAR)の概要	
EARの対象となる品目(産品、ソフトウェア、技術)	
米国内に存在する全ての品目	
米国原産の全ての品目(米国外に存在するものも含む)	
米国原産の輸出規制対象の産品や技術が含まれるものなど	
EARの対象取引	
輸出	
みなし輸出	
規制相手国への第三国経由の輸出	
米国内の外国の者への技術などの開示	
EAR上で当局許可が必要なケース	
取引品目がCommerce Control List(CCL)へ掲載されている場合	
最終仕向地(Ultimate Destination)が規制対象	
最終用途(End Use)・最終使用者(End User)が規制対象 ⇒ 右表へ	

(資料)日本貿易振興機構資料より国際通貨研究所作成

EAR上で規制対象となる最終用途・最終使用者の概要			
①	核関連の用途	⑪	世界規模で活動している国際テロリスト
②	ロケットシステム、無人航空機関連の用途	⑫	テロリストとして特定された者
③	生物・化学兵器関連の用途	⑬	外国テロリスト団体として特定されている者
④	海洋原子力推進の用途	⑭	未検証者リストに掲載されている者
⑤	米国籍または米国永住権を持つ個人や米国内法人などによる特定の行為	⑮	Entity List(米国の安全保障や外交政策上の利益に反し得ると認定された者のリスト)への掲載者
⑥	外国船舶または航空機関連の用途	⑯	一定以上の性能で、軍事最終用途などに用いられるマイクロプロセッサ並びに関連するソフトウェアおよび技術
⑦	大量破壊兵器拡散関連活動への関与など	⑰	旧イラク政権やその上級官僚とその家族
⑧	カメラ、システムまたは関連部品	⑱	特定の法令に従って制裁を受けた者に関する輸出許可方針
⑨	ロシアの特定の団体に関する制限	⑲	国務省による特定の制裁対象団体に適用される輸出許可要求事項
⑩	米国の安全保障や外交上の利益に反して活動する団体に適用される輸出許可事項	⑳	中国、ロシア、ベネズエラにおける特定の軍事最終用途または軍事最終需要者に対する制限事項

(資料)日本貿易振興機構資料より国際通貨研究所作成

2. 米国の主な経済安保政策～(4)重要技術の流出防止①輸出管理政策(その2)

- 2018年に成立の2019年度国防授權法の一部として制定された2018年輸出管理改革法(ECRA)では、国家安全保障の文脈で科学、技術、工学、製造業部門における米国の指導的立場の維持を明示。これを受けて、米国の安全保障にとって不可欠であり、国防生産法で極めて重要な技術として既に規制されているもの以外の技術として、新たに「基盤的技術」及び「新興技術」を特定し、EARにおけるCCL(Commerce Control List)への掲載を視野に規制(流出防止)を強化する方針。具体的な内容はすぐには明示せず、BISは両技術に何が含まれるべきかなどについて、2018年以降パブリックコメントを募集。その際、「新興技術」として代表的な14技術をたたき台として例示。その後も両技術の包括的な内容は明示されていない一方、ワッセナー・アレンジメントなど国際的な輸出規制の枠組みで規制強化が決定された技術、あるいは米国が圧倒的に優位な技術で緊急を要するものについては、個別にCCLに掲載され、段階的な規制強化が行われている。米当局は自国産業の発展や利益へマイナスになることを避けるため、以上のように費用対効果や緊急性を考慮の上、慎重に規制強化を行っている。

BISが例示した代表的な14の新興技術	
項目	主な内容(一部)
生命工学	ナノバイオロジー、合成生物学、遺伝子工学、神経技術
人工知能	神経回路及び深層学習、進化的計算及び遺伝的計算
測位システム技術	—
マイクロプロセッサ技術	システムオンチップ、スタック・メモリー・オンチップ
先端コンピューター技術	メモリーセントリック・ロジック
データ分析技術	視覚化、自動分析アルゴリズム、文脈把握コンピューティング
量子情報技術	量子コンピューター、量子暗号、量子センシング
物流管理技術	移動式電力、モデリング及びシミュレーション、総資産可視化
積層造形	3D印刷
ロボット工学	マイクロ・ドローン、マイクロ・ロボットシステム、スワーミング技術
ブレイン・コンピューター	神経制御インターフェイス、マインド・マシーン・インターフェイス
極超音速	航空制御アルゴリズム、推進技術、熱防御システム、特殊材料
先端材料	アダプティブカモフラージュ、工業用繊維品、バイオ素材
先端監視技術	顔認識技術、声紋技術

(資料)日本貿易振興機構資料などより国際通貨研究所作成

最近個別に行われたCCLへの掲載の概要	
年月	主な内容(一部)
2019年5月23日	2018年12月のワッセナー・アレンジメント総会での合意内容の一部を実施するため、「マイクロ波トランジスタ」、「電磁波対策ソフトウェア」、「ポスト量子暗号技術」、「水中聴音機器として機能する水中変換機」、「宇宙空間用の飛翔体の打ち上げ用の飛行プラットフォーム」を新たに規制対象とした。
2020年1月6日	多国間輸出管理レジーム規制リストへの追加を提案することを前提に、ECRAに基づく「新興技術」の最初の品目として、「地理空間画像自動分析用ソフトウェア」を規制対象とした。
2020年6月17日	多国間輸出管理レジームの1つであるオーストラリア・グループの合意に基づき、「特定の剛体壁・単回使用の栽培室および前駆体化学物質」を新たに規制対象とした。
2020年9月11日	2018年12月のワッセナー・アレンジメント総会での合意内容の一部を実施するため、「光センサー用マスク」、「レチクル」を新たに規制対象とするなどした。
2020年10月5日	2019年12月のワッセナー・アレンジメント総会での合意内容を実施するため、新興技術の輸出規制として、「ハイブリッド積層造形/コンピューター数値制御装置」、「極端紫外線マスクを生成するためのリソグラフィ・ソフトウェア」、「5ナノメートルのウェハーを製造するための技術」、「デジタル・フォレンジック装置」、「ハンドオーバー・インターフェイス経由で通信サービス・プロバイダーから取得された通信記録及びメタデータを監視・分析するソフトウェア」、「サブオービタルの飛行体」を規制対象とした。
2021年10月5日	2021年5月のオーストラリア・グループの合意に基づき、新興技術の輸出規制として、「核酸の組み立て・合成用のソフトウェアで、電子的な配列データから機能的な遺伝子要素の設計・構築を可能にするもの」を規制対象とした。

(資料)日本貿易振興機構資料より国際通貨研究所作成

2. 米国の主な経済安保政策～(4)重要技術の流出防止①輸出管理政策(その3)

- 輸出管理規制(EAR)上の最終用途・使用者の規制の一部を成すEntity List(EL)とは、米国の安全保障または外交政策上の利益に反する活動に関与している、あるいは関与する重大なリスクがあると合理的に判断される者を特定したリスト。EAR対象品目取引において、取引の当事者がELへ掲載されている場合、EL上で当該当事者に適用される認可条件に従う必要がある。ここで取引の当事者とは、購買者、中間荷受人、最終荷受人、最終使用者を含む。ELへの掲載の判断には、米当局による一定の裁量の余地があり、ELへ掲載されると、当事者はEAR対象品目取引に大幅に制限がかかる場合が少なくないため、米当局が外国の主体などに何らかの制裁措置を科す手段になる。
- 近年、BISは中国大手通信機器メーカーであるファーウェイ関連企業を始めとした中国のIT関連企業や、軍事転用可能な技術を扱う企業や研究所などを相次いでELへ掲載して米国からの輸出取引を規制。米国からの先端技術の流出や利用の防止を強化している。一方、深刻な技術流出にならず、米国企業の利益になるケースでは一定の緩和措置もみられている。

中国企業を中心としたEntity Listへの掲載状況(概要)

時期	主な内容		
2019年5月16日	ファーウェイとその傘下の関連企業68社を、米国の技術を米国の安全保障と外交上の利益を損なう活動に利用する重大な危険性があるとして、ELへ掲載。	2020年7月20日	中国企業11社を、新疆ウイグル自治区での人権侵害に関連していたとしてELに掲載。
2019年6月24日	スーパーコンピューター開発に関わる中国企業5社を、その技術が軍事転用される恐れがあるとして、ELへ掲載。	2020年8月17日	ファーウェイ関連企業に対するEL上の規制をさらに強化。同社関連企業38社を追加でELに掲載。
2019年8月14日	中国最大の原子力発電業者など中国を含む11か国の企業17社をELへ掲載。	2020年8月26日	中国企業24社を、南シナ海での中国政府による軍事拠点建設を支援したとしてELに掲載。
2019年8月19日	ファーウェイ傘下の46社(米国関連会社は除く)を、前回と同様の理由でELへ掲載。	2020年12月18日	中国半導体製造最大手を含む77の外国事業体をELに掲載。中国軍民複合戦略への加担などが背景。
2019年10月7日	中国の新疆ウイグル自治区での人権侵害に関与しているとして、中国の自治体公安当局や民間企業(監視カメラ大手など)28団体をELへ掲載。	2021年1月14日	中国国有の大手石油・天然ガス会社を、南シナ海を取り巻く周辺国への中国政府による威圧行為に加担しているとしてELへ掲載。
2020年5月15日	ファーウェイとその関連会社114社との第三国経由の取引などによる規制の不徹底を是正するため、ELの改正などを実施。	2021年4月8日	中国のスーパーコンピューター関連の7機関を、中国の軍事力強化を防ぐためとして、ELへ掲載。
2020年5月22日	中国の政府系団体や民間企業24組織を、大量破壊兵器関連の製品調達に関わっているとしてELに掲載。	2021年7月9日	人権侵害などの理由に基づき、中国籍の14事業体を含む合計34の外国事業体をELに掲載。
2020年5月26日	中国公安部が所管する法科学研究所や企業など9組織を、新疆ウイグル自治区の人権抑圧などに加担したとしてELに掲載。	2021年11月24日	中国、日本、パキスタン、シンガポールに拠点を置く27の事業体を、中国軍の現代化への支援などを理由にELに掲載。
2020年6月18日	米企業が5Gなど新興技術の国際標準策定の協議などに躊躇なく参加できるよう、ファーウェイ関連企業向けのEL上の規制を一部緩和。	2021年12月16日	中国の企業・研究機関を中心に37事業体を、中国政府による軍事用途・人権侵害のためのバイオ技術の開発などに加担しているとして、ELに掲載。

(資料)日本貿易振興機構資料より国際通貨研究所作成

2. 米国の主な経済安保政策～(4)重要技術の流出防止②対米投資審査

- 米国では、外国人による米国企業の買収について、国家の安全保障上問題がある場合、米大統領が審査・阻止する権限を持ち、1975年に設立された対米外国投資委員会(CFIUS)はこうした権限のほとんどを委任されている。従来CFIUSは、外国人による米国事業の支配をもたらす合併、取得、買収を審査対象取引として来た。「支配」の定義は、国家安全保障上問題となるものを広く柔軟に対象とし、総合的な状況が検討され得るものとなっている。米国の国家安全保障と合致する外国投資を積極的に歓迎し支援することも視野にあったため、通常CFIUSの審査は自主的な届け出によって開始されていた。
- 2018年に2019年度国防授權法の一部として成立した2018年外国投資リスク審査現代化法(FIRRMA)は、引き続き外国からの対米投資の歓迎方針を掲げつつも、重要技術の流出や重要インフラへの悪影響などの防止の観点から、CFIUSの権限を強化。センシティブな米国政府施設に近接する不動産取引や、重要技術を扱う米国事業の外国人による「支配」を伴わない投資を審査対象取引に加えた。また、こうした取引の一部にはCFIUSへの事前の届け出も義務付けた。

従来の対米外国投資委員会(CFIUS)による審査対象案件の概要	
項目	概要
CFIUSについて	米財務省を委員長として、複数の省庁によって構成され、外国企業による米国事業の買収を国家安全保障の観点から審査。米大統領は、安全保障上の脅威となる恐れのある取引について、阻止する権限がある。
審査対象取引	法律及び規制において、「米国事業」の「支配」をもたらす合併、取得、または買収。
「支配」の意味	発行者の発行済議決権付き持ち分の過半数、もしくは支配的な少数の保有、議決権の代理行使、契約上の取り決め、またはその他の方法を通じて、直接または間接に、企業に影響を与える重要な事項を判断、指示もしくは決定する権限。支配の定義は広くかつ柔軟なものであり、具体的な保有株式数や取締役会における取締役の数によって定義されず、全ての関連する事項が総合的に検討される。
米国事業	支配している者の国籍に関わりなく、米国内の州際通商に従事している全ての企業
審査手続き	FIRRMA成立以前は、CFIUSによる審査手続きは、当事者が自主的に取引の届け出を行うことによって開始されていた。当事者が自主的に届け出を行わなかったものの、CFIUSが必要と判断した場合は、過去の取引をいつでも審査することができる。

(資料)日本貿易振興機構資料より国際通貨研究所作成

2018年外国投資リスク審査現代化法(FIRRMA)による審査制度の変更の概要	
新たに審査対象に加えられた外国からの対米投資の概要	
米国の国家安全保障上、センシティブな米国政府の施設に近接する、または空港、港湾が関わる一定の不動産を、外国人に売却・貸与・譲渡する取引(例外あり)。	
重要インフラ、重要技術、あるいは米国人のセンシティブな個人データを扱う米国事業への、外国人による「支配」を伴わない投資	
支配を伴わない投資とは以下の権利を伴う場合	
米国事業が保有している重要な非公開技術へのアクセス	
米国事業の取締役会や同様の組織体の構成員・オブザーバーとなる権利	
重要技術、重要インフラ、もしくはセンシティブな個人データに関わる米国事業の実質的な意思決定への関与(但し、株式の議決権行使は除く)	
重要技術とは、北米産業分類システム(NAICS)に基づく27の特定産業や輸出管理改革法(ECRA)で指定した「新興・基板技術」に該当するものなど	
重要技術を取り扱う米国事業への外国人の投資のうち、以下に該当するものは、事前にCFIUSへ届け出が必要。	
重要技術の要件からNAICS27業種の条件を外し、商務省管轄の輸出管理規制(EAR)の他、国務省管轄の国際武器取引規則などの対象であること。	
当該取引がCFIUSの審査対象取引で、当該外国人が当該取引により、重要技術、重要インフラ、機微な情報を扱う米国事業を直接支配できるなど、一定の条件に該当。	

(資料)日本貿易振興機構資料より国際通貨研究所作成

2. 米国の主な経済安保政策～(5)重要技術の開発強化・支援

- 経済安全保障政策における「攻めの政策」としての重要な技術の開発強化・支援策では、トランプ前政権が、2017年に発表した国家安全保障戦略(NSS)に沿って、2020年10月15日に「重要・新興技術に関する国家戦略」を発表。20の「重要・新興技術」(C&ET)を特定し(輸出管理改革法ECRA上の基盤的技術・新興技術とは別)、世界における米国の優位性を維持するための戦略を説明した。PILLAR1(国家安全保障の基盤強化)とPILLAR2(技術優位の確保)から成り、積極的な公的予算投入などにより科学技術研究の大幅な支援強化に政府が踏み込むことや、同盟国との協力強化、その同盟国も含めた技術・情報漏洩防止体制の整備の必要性などを指摘した。
- こうした競争力強化策を具体化する方策の1つとして2021年6月8日に米議会上院が「米国イノベーション・競争法」を、2022年2月4日には下院がこれに対応する「America COMPETES Act of 2022」をそれぞれ可決。半導体関連の技術開発や次世代エネルギー、量子情報科学を含む先端・重要技術に対する予算措置を含む支援策が盛り込まれている。

重要・新興技術に関する国家戦略(2020年)	
PILLAR	概要
PILLAR1 国家安全保障の基盤強化	米国における学术界、研究所などを始めとした、知見、能力、人材などのネットワークである「国家安全保障技術革新基盤」(NSIB)を盤石なものとして行くため、世界で最高水準の科学技術を担う人材の育成、不要な規制の緩和、国際的な技術標準などの主導、科学技術研究などへの積極的な公的予算の投入、官民協力、同盟・友好国との協力、世界における民主主義的価値観の拡散などを促進する。
PILLAR2 技術優位の確保	20の「重要・新興技術」(C&ET)を指定し、これら技術が懸念される競合国に不当に利用されることのないように、輸出規制を始めとした技術・情報漏洩防止の体制を米国や多国間においても整備・確固たるものとし、同盟国などに対しても、米国の対米外国投資委員会(CFIUS)などの制度を構築するように関与する。
20の重要・新興技術	先進的コンピューティング、先進的通常兵器技術、先進的エンジニアリング素材、先進的製造、先進的センサー、航空エンジン技術、農業技術、人工知能、自律型システム、生命工学、化学・生物・放射性物質・核(CBRN)軽減技術、通信・ネットワーク技術、データ・サイエンスおよびストレージ、分散型台帳技術、エネルギー技術、ヒューマン・マシン・インターフェイス、医療・公衆衛生技術、量子情報科学、半導体・微細電子工学、宇宙技術

(資料)重要・新興技術に関する国家戦略、日本貿易振興機構資料より国際通貨研究所作成

The America COMPETES Act of 2022の競争力強化などに関する概要	
分野	施策
半導体製造支援	半導体製造業界における民間部門の投資を促進させ、同業界における米国の指導的な地位を維持すると共に、サプライチェーン問題の解決や、半導体製造の国内回帰を支援するために、520億ドルを拠出。半導体関連の技術開発や投資への支援を実施する。
研究・技術開発支援	次世代エネルギー保蔵技術、太陽光、水素、核融合エネルギー、バイオエネルギー技術の開発・促進による気候変動への対応。
	量子情報科学、人工知能、サイバーセキュリティ、プライバシー保護、生物学、先進的通信技術、半導体など、次世代の産業のための重要な研究や標準化を支援。
サプライチェーンの強化	次世代のSTEM(科学・技術・工学・数学)分野の人材育成を、各年齢層に亘って支援。人種や性別、地域などに拘わらず広く人材が参入することを促す。
	重要物資の生産のさらなる国内回帰を支援して、これらの物資が不足するような事態を防止し、米国のサプライチェーンを改善する。
	重要物資のサプライチェーン強化の支援のための、補助金支給、信用供与などのために450億ドルを拠出。
	特に太陽光発電関連や医療関連資材のサプライチェーン強化、ワイヤレス通信技術やネットワーク・セキュリティ改善などを支援。

(資料)ペロシ下院議長による法案ファクトシートより国際通貨研究所作成

3. ドイツの経済安保政策の事例

- ドイツにおいても、近年の中国の台頭などを受けた経済安全保障環境の変化や、新型コロナウイルスのパンデミック後にみられた国際的なサプライチェーンの混乱などを背景に、経済安全保障政策を、欧州委員会(EU)ベースの政策とも平仄を合わせる形で強化する動きがみられている。
- 具体的事例では、①サプライチェーン確保では、人権や環境などを考慮した体制の義務付けの他、重要物資・産業におけるサプライチェーンの脆弱性を分析・特定し、EUベースでの官民協働プロジェクトも含めて改善を目指している。②重要インフラとデータ保護では、ITセキュリティ関連法の改正により、重要インフラに安全保障上問題のある主体の影響力が及ばないよう監視・規制が強化された。③重要技術の流出防止では、外国企業による対内投資に関する審査・監視を強化。④重要技術の開発強化・支援では、飛躍的・破壊的なイノベーションを促進するための、新たな組織を試験的に立ち上げるなどの施策が実施されている。経済安全保障強化政策がみられているが、米国ほど明確に中国企業を排除する動きはみられていない印象。

ドイツにおける最近の経済安全保障強化政策の事例

項目	概要
① サプライチェーン確保	
サプライチェーン・デューデリジェンス法	ドイツ国内に拠点を置く一定以上の企業に対して、国内外のサプライチェーンにおける人権侵害リスクや環境汚染リスクに関するデューデリジェンスの実施を求めるもの。対象各社はリスク管理体制の整備が必要となる。2023年1月より施行。
EU2020産業戦略アップデート	コロナ危機による国際的なサプライチェーンの混乱も教訓に2020年に公表したEU産業戦略をアップデート。その中で、EUにおけるグローバル・サプライチェーンの脆弱性の問題を探り上げ、輸入品目のうち、特定の国や地域への依存度が高く供給構造が脆弱な品目の分析を実施。戦略分野とする、バッテリー、原材料、水素の各分野における既存のEU内での官民協働の動きを引き続き当局が支援すると共に、半導体、産業データ・エッジ・クラウド、宇宙ロケット、ゼロエミッション航空機についても、今後官民協働の動きを支援する。
② 重要インフラとデータの保護	
ITセキュリティ法2.0	第5世代移动通信システム(5G)の本格的普及を控えた、重要インフラのITセキュリティ対策を強化するためのITセキュリティ関連法の改正。主な改正事項は、ITセキュリティの監視・監督を担う連邦情報セキュリティ庁(BSI)の機能強化と5Gネットワークを含む重要インフラにおける重要部品使用に際しての事前届出制の導入、特に公益性の高い企業へのITセキュリティ宣言の導入など。2021年5月28日施行。
③ 重要技術の流出防止	
対内直接投資の規制強化	ドイツ国外企業が、軍事・セキュリティーなどの特定分野でドイツ企業の株式を取得する場合、所轄の省庁に事前の届出が必要となる出資比率が、2018年12月の法改正により、従来の25%以上から10%以上となった。2020年には、防護服、医薬品など医療分野の企業などが新たに出資規制の対象となった。2021年の法改正では、重要分野のリストに、ロボティクス、人工知能(AI)、半導体、サイバーセキュリティー、自動運転、量子情報工学、航空宇宙、重要な資源など16分野が加えられ、リストは計27分野となった。ドイツ国外企業が、これらの16分野のドイツ企業の20%以上の株式を取得する場合、審査対象となる。
④ 重要技術の開発強化・支援	
「飛躍的イノベーション機構」創設	民生分野における飛躍的・破壊的なイノベーションを促進するため、2019年に政府出資の民間組織として設立。

(資料)日本貿易振興機構資料などより国際通貨研究所作成

4. フランスの経済安保政策の事例

- フランスでは、経済安全保障政策を、欧州委員会(EU)ベースの政策とも平仄を合わせる形で強化する動きがみられる。具体的には、①サプライチェーン確保では、EUの「開かれた戦略的自律性」に沿って、域内での戦略産業サプライチェーン確保を目指す。②重要インフラとデータ保護については、サイバーセキュリティを中心にEUと共に対応を強化。足元では人的資源の拡充など、対策強化を進める。③重要技術の流出防止策としては、2019年末より対内直接投資規制を強化。④特許出願においては全ての出願が国防省の事前技術審査を受け、安全保障・防衛に関するものは非公開となる。
- EUは2019年より中国を「経済的な競争相手」であり、政治的に「システミックなライバル」と位置づける。フランス国防省は2021年に「戦略レビュー2021」(Strategic Update 2021)を公開し、中国とロシアがパワーポリティックスを展開、「ハイブリッド戦略」を採用している一方、フランスの生産・バリューチェーンは中国依存のリスクがあると指摘。また、同省附属のシンクタンクは同年、「中国の影響力工作」と題するレポートを公表し、中国の影響力行使の手法がロシアに似てきたことに警鐘。

<フランス> 経済安全保障の4つのポイントに関する動向

- ①サプライチェーン確保： 欧州委員会(EU)は「開かれた戦略的自律性(Open strategic autonomy)」を掲げ、2021年2月に「EUの利益の擁護」を3本の柱の1つとする新たな通商戦略を発表。産業界の復興と自律性強化を目指す「新産業戦略」を2021年5月に更新し、戦略産業の独自サプライチェーン確保を目指す(注1)。
- ②重要インフラとデータ保護： フランスは2015年に国家デジタルセキュリティ戦略を公表(注2)。2018年にはサイバー空間の信頼性と安全性を求める「パリ・コール」を発表し世界の賛同を呼びかけている(注3)。2021年2月、病院がサイバー攻撃を受けたことを踏まえ、人的資源の拡充などセキュリティ対策強化を進める(注4)。
- ③重要技術の流出防止： 国家防衛の利益を侵害する分野への投資には、経済・財務省の事前認可が義務付けられており、2019年12月以来、対象業種追加や許可を要する外国投資比率を引き下げなどの規制強化が行われ(注5)、バイオテクノロジー、通信ネットワーク、食品など戦略セクターにおける革新的技術の保護を目指す(注6)。
- ④重要技術の開発強化・支援： 特許出願の非公開化は、一次審査に先立ち全ての出願が国防省(軍事省)による安全保障に関する技術審査を受ける制度あり(注7)。

<フランス> 軍事・安全保障面での中国に対する認識の変化

- 欧州委員会は2019年3月、中国について、極めて重要なテクノロジー産業における「経済的な競争相手」であり、政治的に「システミックなライバル」であると位置づけている。フランスが背後で動いた可能性があると思われる(注1、注2)。
- フランス国防省(軍事省)は、2021年1月に「戦略レビュー2021」(Strategic Update 2021)を公開し、中国とロシアがパワーポリティックスを展開し、「ハイブリッド戦略(正規・非正規戦、サイバー戦、情報戦などを組み合わせた戦略)」を採用していることを指摘。他方、フランスの生産・バリューチェーンに関して、中国依存のリスクが生じていると指摘。
(<https://cd-geneve.delegfrance.org/2021-Strategic-update>)
- フランス軍事学校戦略研究所(Institute for Strategic Research of the French Ministry for the Armed Forces, IRSEM)は2021年9月に「中国の影響力工作」(Chinese Influence Operations)と題するレポートを公開。中国の手法が、2017年以来、ロシアの手法(例えば選挙での激しい情報攪乱工作等)に近づきながら強化されてきたことを指摘し、そうした動きに警鐘を鳴らすものとなっている。
(www.irsem.fr/report.html)

(注1) <https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/05/956c0a8d5231e24c.html>

(注2) https://www.ssi.gouv.fr/uploads/2015/10/strategie_nationale_securite_numerique_en.pdf

(注3) <https://japan.zdnet.com/article/35179367/>

(注4) <https://www.rfi.fr/en/france/20220216-france-launches-cyber-city-to-pool-resources-for-better-digital-security>

(注5) https://www.jetro.go.jp/world/europe/fr/invest_02.html

(注6) <https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/12/3ff2238ed6ebc91f.html>

(注7) <http://www.tokugikon.jp/gikonshi/260/260tokusyuu5.pdf>

(注1) “EU, in Major Shift, Moves to Confront China’s Growing Assertiveness”, March 13, 2019, WSJ, <https://www.wsj.com/articles/eu-in-major-shift-moves-to-confront-chinas-growing-assertiveness-11552417033>

(注2) “France And EU Launch Strategic Reviews: China As ‘Systemic’ Rival”, April 27, 2021, Breaking Defense, <https://breakingdefense.com/2021/04/france-and-eu-launch-strategic-reviews-china-as-systemic-rival/>

5. 韓国の経済安保政策の事例

- 韓国は、①サプライチェーンの確保について、2021年以降「K-半導体戦略」など半導体を中心に対応を加速させ、「総合半導体強国」を目指す(Appendix 1)。「先端外国人投資誘致戦略」を打ち出して自国への産業誘致の体制を整備。米国等との協議を踏まえ、重要産業の強靱なサプライチェーン構築に向けた企業努力を支援する方針を打ち出す。②重要インフラとデータ保護に関しては、国家情報院の国家サイバーセキュリティセンター(NCSC)が司令塔の役割を果たし、近年は北朝鮮からのサイバー攻撃に耐える電子政府の構築を目指し、2021年よりデジタルニューディール(DND)イニシアチブを立ち上げて対処。
- ③重要技術の流出防止では、「産業技術の流出防止および保護に関する法律」や「国家先端戦略産業競争力強化及び育成に関する特別措置法」を制定。④重要技術の開発強化・支援策では、2020年に「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」が改正され、特許庁は「第1次不正競争防止及び営業秘密保護基本計画(2022~2026)」を通じて営業秘密の保護強化等を図る。なお、国家安全保障に関連する特許は非公開とされる(特許法第41条)。

<韓国> 経済安全保障の4つのポイントに関する動向(1)

①サプライチェーン確保:

(i) 韓国政府は、「K-半導体戦略」など半導体を中心に対応を加速させ、「総合半導体強国」を目指す(Appendix 1参照)。2021年12月、第1回韓米半導体パートナーシップ対話が開催され、サプライチェーン強化策が議論された(注1)。

(ii) 韓国産業通商資源部は2021年6月、関係省庁や自治体、関連政府機関の参加の下、2021年第1回外国人投資委員会を開催し、「先端外国人投資誘致戦略」を決定、韓国のサプライチェーン確保に寄与し、若年層の雇用創出、地域経済の活性化などに貢献する対内直接投資(FDI)を積極的に誘致することを目指す(注2)。

(iii) 同部は2021年5月、韓米ビジネスラウンドテーブル開催の機会を捉え、文勝焜(ムン・スンウク)長官と米国商務省のジーナ・レモンド長官との間で、サプライチェーン協力に関する共同声明を発表。両国の政府は、半導体、蓄電池、自動車、バイオサイエンス等のイノベーションの中心となる重要産業の強靱なサプライチェーン構築に向けた努力を支援する姿勢を示す(注3)。

②重要インフラとデータ保護:

韓国では2001年に情報通信基盤保護法が施行されたが、2003年に全国でインターネットが麻痺する事件が起き、国家情報院の国家サイバーセキュリティセンター(NCSC)が設立され、サイバー・セキュリティの司令塔の役割を果たす(注4)。

2021年7月、政府はサイバー攻撃に耐性のある電子政府インフラの構築を目指すデジタルニューディール(DND)イニシアチブを立ち上げている(注5)。

(注1) <https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/12/64d32aed5b481c61.html>

(注2) <https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/07/6a4df19667ffb294.html>

(注3) <https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/05/e49c9f7f4f2b62b5.html>

(注4) https://eng.nis.go.kr/EID/1_7_1.do

(注5) Indo-Pacific Defense ForumのHP(<https://ipdefenseforum.com/ja/>)掲載のFelix Kim(フェリックス・キム)氏署名記事を参照。

<韓国> 同左(2)

③重要技術の流出防止:

(i) 韓国政府は2007年に「産業技術の流出防止および保護に関する法律」を制定。「国内外の市場に占める技術的・経済的価値が高い、又は関連産業の成長潜在力が高いため、海外に流出した場合に国家の安全保障及び国民経済の発展に重大な悪影響を及ぼすおそれがあるもの」を「国家核心技術」として指定し、その輸出に産業通商資源部の承認を義務づけるなど特別な管理ができるよう規定(注6)。

(ii) 同政府は2022年1月、「国家先端戦略産業競争力強化及び育成に関する特別措置法」を制定(7月施行予定)。先端戦略産業に分類された産業に従事するエンジニアの出国情報などをモニタリングする。具体的には、半導体、自動車、バッテリー、ディスプレイ、鉄鋼、ロボット、バイオなど12業種、69の技術分野のエンジニアが対象となり、韓国企業で働く外国人エンジニアも管理対象とする(注7)。

④重要技術の開発強化・支援:

2020年に「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」が改正され、退職職員等による営業秘密の保護の強化が図られている(注8)。また、特許庁は2021年12月、営業秘密の流出を防止して公正な競争秩序を確立するため、「第1次不正競争防止及び営業秘密保護基本計画(2022~2026)」を発表(注9)。なお、国家安全保障に関連する特許は非公開とされる(同法第41条)(注10)。

(注6) https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/kr/ip/pdf/mohou_2018.pdf (第8章、pp192-196)

(注7) <https://www.kedglobal.com/jp/%E6%8A%80%E8%A1%93%E6%B5%81%E5%87%BA-%E4%BA%BA%E6%9D%90/newsView/ked202202140003>

(注8) https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/kr/ip/pdf/mohou_2018.pdf (第7章、pp179-191)、https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/law_amendments/2020/201020k.html

(注9) <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipnews/2021/210422b.html>

(注10) <https://www.globalipdb.inpit.go.jp/application/8421/>

6. 台湾の経済安保政策の事例

- 台湾は、①サプライチェーンの確保に関して、世界最先端の技術を有する半導体産業が注目され、米国は工場移転などの要請を行っているが、台湾政府はサプライチェーンの上流整備等を目指した自主発展計画を打ち出す(Appendix 2)。
- ②重要インフラとデータ保護に関しては、2000年代より取り組んできたが、兩岸関係の緊張が高まる中、中国本土からのサイバー攻撃が増えていると見られる。一部は金融機関にも向けられ、今後、対策強化が必須となっている。
- ③重要技術の流出防止では、台湾は半導体関連のハイテク人材を抱えるが、中国本土から様々な誘い出しがあり、コア技術流出の恐れがある。これに対処するため、現在、国家安全保障法の改正、及び兩岸人民関係条例の改正手続きが進んでいる(経済スパイ罪創設やハイテク人材の渡航状況の調査の制度化、等)。
- ④重要技術の開発強化・支援については、半導体産業における微細化や3D積層技術など次世代半導体の開発が目玉となり、政府は補助金による支援をする方針。なお、国防に関する特許は非公開となる(専利法37条2)。

<台湾> 経済安全保障の4つのポイントに関する動向(1)

①サプライチェーン確保:

(i) 米国からは、半導体生産拠点としての台湾に高い関心が寄せられ、台湾への製造集中をサプライチェーン上のリスクととらえて、同産業支援に500億ドルの拠出を決め、ファウンドリー工場の米国誘致を進めようとしている。TSMCは台湾での製造の優位性にこだわりながらも、米国の要請に応じる姿勢を見せる(注1)。

(ii) 台湾政府は半導体生産のサプライチェーンにおける上流の生産設備や材料では多くを輸入に頼っている現状を改善すべく、それらが台湾で開発・生産されるよう台湾企業への補助金や外資企業誘致を進めようとしている(注2)。

②重要インフラとデータ保護:

台湾では2018年に資通安全管理法(サイバーセキュリティ管理法)が施行された(注3)。政府は2000年代より、重要インフラ(Critical Infrastructure)の保護を含む情報通信基盤保護策を打ち出し、最新では「台湾国家サイバーセキュリティプログラム(2021-2024)」が打ち出されている(注4)。近年は、兩岸関係の緊張が高まる中で、中国本土からのサイバー攻撃が増えていると見られ、その一部は金融機関にも向けられており、今後、対策強化が必須となっている(注5)。

③重要技術の流出防止:

2022年2月、国家安全保障法及び台湾地区及び大陸地区人民関係条例(兩岸人民関係条例)の改正案が行政院(政府)を通過し、立法院(議会)の審議に回されている(注6、注7)。(右欄に続く)

(注1) <https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2021/dbd0fa7223039355.html>

(注2) (注1)と同じ。

(注3) <https://law.moj.gov.tw/ENG/LawClass/LawAll.aspx?pcode=A0030297>

(注4) <https://nicst.ey.gov.tw/en/FD815304EBFFE6FC/639d32e8-2a07-40da-b033-bc6c95d015ce>

(注5) <https://ascii.jp/elem/000/004/084/4084626/>

<台湾> 同左(2)

同改正案は、経済スパイ罪の創設や、政府から一定の補助金等を受けた人物の中国への渡航を調査する仕組みの設立が含まれ、台湾のハイテク産業を守り、重要コア技術の漏えいを防ぐ狙いがある。

蘇貞昌首相は、ハイテク産業は台湾経済の重要な生命線であるが、中国の「赤いサプライチェーン」が近年、台湾産業にますます深刻に浸透し、様々な方法を用いて台湾からハイテク人材を誘い出し、コア技術を窃取していると指摘。さらに、犯罪者が、台湾の規制を故意に回避したり、法的な許可なしに台湾で事業活動を行ったり、他人の名前を装って違法な投資を行ったりすることが見られるとし、これが台湾のサイバーセキュリティ、経済的利益、業界の競争力、および国家安全保障に相当な害をもたらしており、違法行為をより効果的に管理し抑制する、国家安全保障のための、より厳格で包括的な法的枠組みを開発する必要があると指摘した(注6)。

④重要技術の開発強化・支援:

科技部は半導体産業に対して2018~2021年を対象期間として「半導体射月(ムーンショット)計画」を実行して、技術強化を目指してきたが、2020年9月、經濟部と科技部は、2021~2025年の中期計画として「オングストローム(A)世代半導体計画」を打ち出し、合計56億台湾ドル(約224億円)の予算を組んだ(注8)。政府は引き続き半導体産業を強化する方針を打ち出す。(Appendix 2参照)

国防に関する特許は非公開となる(専利法37条2)。

(注6) <https://www.ey.gov.tw/Page/9277F759E41CCD91/5d673316-5cc1-4b37-a756-8cd62a9e522d>

(注7) <https://english.ocac.gov.tw/ocac/eng/pages/detail.aspx?nodeid=329&pid=36157849>

(注8) (注1)と同じ。

Appendix 1

＜韓国＞サプライチェーン強化を含む最近の産業政策	
項目	概要
「韓国版ニューディール」(2020年7月、2021年7月に内容追加修正)	コロナ後の世界的低成長や両極化などのパラダイム転換を見据え「デジタルニューディール」(デジタル経済への移行)、「グリーンニューディール」(グリーン経済、環境重視への移行)、「セーフティーネット強化」(雇用の二極化、新産業と従来型産業の格差拡大等への対策)などの課題を挙げた経済政策。
「素材・部品・装備2.0戦略」(2020年7月)	2019年8月に打ち出した「素部装戦略1.0」(100大核心品目の素材・部品・装備(素部装)の競争力強化対策)の監視品目数を338品目に拡大し、国内サプライチェーンの構築により、日本の他、中国への依存度も減らし、外的ショックへの抵抗性を高めることを目指す。また追撃型経済から先導型経済への移行を標榜。
「K-半導体戦略」(2021年5月)	半導体メモリで世界トップを揺るぎないものとし、システムLSIでも世界トップに立つ「2030年総合半導体強国」の目標の必達を掲げ、文政権が大企業支援にも躊躇しない姿勢を示したものの。半導体産業の国内完結性を高める野心的な未来産業戦略。

(資料) JETRO「成長戦略を修正、『韓国版ニューディール2.0』」、東レ経営研究所「経営センサー」(2021/7・8)、各種報道を参照し国際通貨研究所作成。

Appendix 2

＜台湾＞2030年に向けた「オンゲストローム(Å)世代半導体-先端技術と産業チェーン自主発展計画」		
	項目	目標
1	半導体製造設備	台湾の半導体設備の価値を高める →2026年までに国内の半導体装置売上高を60億ドル以上増加させる 海外の半導体設備メーカーを台湾に誘致し、国内のサプライチェーンを深化させる
2	基幹材料	半導体材料の自主開発・生産を奨励 →深紫外線半導体露光機(DUVフォトリソグラフィ機)、成膜前駆体、ウエハー基板材料などの材料の台湾メーカーによる開発を奨励
3	オンゲストローム(Å)世代半導体技術の開発	Beyond5G/6Gに向けた高周波化半導体生産技術、3次元集積化技術、ヘテロジニアスインテグレーション(異種統合)の技術を確立 プロセス、部品開発、パッケージ、モジュール、試験・認証までの一貫した技術チェーンの構築
4	人材育成	産学共同で半導体高度人材の発展プラットフォームを建設 →高度人材を2025年までに3,880人以上育成

(注) 1オンゲストロームは10ナノメートル。オンゲストローム世代半導体の開発は次世代の微細化技術を切り開くことを意味する。

(資料) 台湾経済部「Å世代半導体-先端技術と産業チェーン自主発展計画」、JETRO「半導体サプライチェーンの上流強化を目指す台湾」を参照し国際通貨研究所作成。

【米国～担当:橋本】

- 一般財団法人安全保障貿易情報センター(2018)「米国国防権限法2019の概要」
- 一般社団法人安全保障貿易情報センター(2019)「米中の新たな貿易管理規制及び関連する諸動向」
- 一般社団法人安全保障貿易情報センター(2019)「米国輸出管理改革法(ECRA)に関する基本的QA」
- 一般社団法人安全保障貿易情報センター(2019)「米国輸出管理改革法(ECRA)施行に向けた主要論点」
- 一般社団法人安全保障貿易情報センター(2020)「米国FIRMA(外国投資リスク審査現代化法)及びその改正下位規則の概要」
- 一般社団法人安全保障貿易情報センター(2020)「最近の米中関係の緊張状況について」
- 一般財団法人安全保障貿易情報センター(2021)「米国・中国の経済安全保障関連規制の諸動向～21年春以降の動向を中心に」
- 河野正英(2019)「米国の安全保障関連法―通商と投資を中心に」倉敷芸術科学大学危機管理学部
- 経済産業省(2021)「経済安全保障を巡る国内外の動向と我が国の対応について」令和3年11月16日
- 公益社団法人経済同友会(2021)「強靱な経済安全保障の確立に向けて～地政学の時代に日本が取るべき針路とは」
- 菅原淳一(2021)「進む米国の対中経済安全保障強化～バイデン政権が目指す優位性・自立性、安全性確保」みずほリサーチ&テクノロジーズ みずほインサイト
- 鈴木一人(2021)「現代的経済安全保障の論点」外交Vol.68 Jul./Aug. 2021
- 高橋杉雄(2018)「米国の国家安全保障戦略」防衛研究所 NIDSコメンタリー
- 内閣官房(2021)「経済安全保障の推進に向けて」令和3年11月19日経済安全保障推進会議(第1回)資料
- 内閣官房 経済安全保障法制準備室(2021)「経済安全保障法制に関する有識者会議」令和3年11月26日
- 日本貿易振興機構(2018)「外国投資の審査対象を拡大、審査期間も延長(米国)」地域・分析レポート
- 日本貿易振興機構(2018)「外国投資審査現代化法の一部条項を先行実施(米国)」ビジネス短信(2018/10/16)
- 日本貿易振興機構(2019)「長期化する米中摩擦への対応策は～政権によって変わる政策と変わらない政策」地域・分析レポート
- 日本貿易振興機構(2019)「トランプ政権がファーウェイへの輸出を規制対象に、通信機器の調達を制限する大統領令にも署名」ビジネス短信(2019/5/16)

- 日本貿易振興機構(2019)「米トランプ政権、ファーウェイなど懸念企業の通信機器等利用者からの政府調達を禁ずる規則案を発表」ビジネス短信(2019/7/15)
- 日本貿易振興機構(2019)「米政府、ファーウェイなどの機器利用の企業との契約を禁止する国防授權法889条の公聴会開催」ビジネス短信(2019/7/29)
- 日本貿易振興機構(2019)「対米外国投資委員会(CFIUS)および2018年外国投資リスク審査現代化法(FIRRMA)に関する報告書」
- 日本貿易振興機構(2019)「米財務省、外国投資リスク審査現代化法の規則案を発表」ビジネス短信(2019/9/18)
- 日本貿易振興機構(2019)「厳格化する米国の輸出管理法令」
- 日本貿易振興機構(2019)「米商務省、情報通信技術のサプライチェーン保護の規則案を公開、パブコメも募集開始」ビジネス短信(2019/11/27)
- 日本貿易振興機構(2020)「トランプ米政権、外資への投資規制の最終規則を発表、2月に施行」ビジネス短信(2020/1/16)
- 日本貿易振興機構(2020)「対米直接投資審査の新ルールFIRRMA、2月13日に施行(米国)」ビジネス短信(2020/2/20)
- 日本貿易振興機構(2020)「トランプ米大統領、米国通信ネットワークを外国の脅威から保護する法案に署名」ビジネス短信(2020/3/16)
- 日本貿易振興機構(2020)「米財務省、対米直接投資で申告を義務化する取引の要件変更に向けパブコメ募集」ビジネス短信(2020/6/2)
- 日本貿易振興機構(2020)「米財務省、2020年のCFIUS年次報告書を公表、簡易的申告件数が増加」ビジネス短信(2020/7/28)
- 日本貿易振興機構(2020)「米政府、対米直接投資で申告を義務化する取引の要件変更について最終規則を公表」ビジネス短信(2020/9/18)
- 日本貿易振興機構(2020)「米政府、重要・新興技術に関する国家戦略を発表」ビジネス短信(2020/10/20)
- 日本貿易振興機構(2021)「米商務省、情報通信技術サプライチェーン保護の最終暫定規則を発表、施行は3月22日から」ビジネス短信(2021/1/22)
- 日本貿易振興機構(2021)「バイデン大統領、サプライチェーン強化に向けた大統領令に署名」ビジネス短信(2021/2/26)
- 日本貿易振興機構(2021)「バイデン米大統領、国家安全保障戦略の暫定的な指針を発表」ビジネス短信(2021/3/5)
- 日本貿易振興機構(2021)「続・厳格化する米国の輸出管理法令～留意点と対策」

- 日本貿易振興機構(2021)「バイデン米大統領、情報通信技術サプライチェーンへの外国の脅威継続を認定」ビジネス短信(2021/5/13)
- 日本貿易振興機構(2021)「バイデン米大統領、サイバーセキュリティを強化する大統領令に署名」ビジネス短信(2021/5/14)
- 日本貿易振興機構(2021)「バイデン米政権、重要製品のサプライチェーン強化策発表」ビジネス短信(2021/6/10)
- 日本貿易振興機構(2021)「米国のサプライチェーン強化、政権と議会の協力も不可欠」ビジネス短信(2021/6/11)
- 日本貿易振興機構(2021)「米連邦通信委、中国通信関連5社への認証を禁止する規則案発表」ビジネス短信(2021/6/23)
- 日本貿易振興機構(2021)「米連邦通信委、中国通信関連5社の認証を禁止する規則案公示、パブコメ募集」ビジネス短信(2021/8/23)
- 日本貿易振興機構(2021)「バイデン米大統領、中国の通信5社認証禁止法案に署名、特定企業への証券投資禁止を延長」ビジネス短信(2021/11/15)
- 日本貿易振興機構(2022)「米下院、半導体製造支援など含む競争力強化法案を発表、上院との統一法案策定へ」ビジネス短信(2022/1/26)
- 日本貿易振興機構(2022)「米下院、半導体支援含む対中競争法案を可決、上院と調整へ」ビジネス短信(2022/2/7)
- みずほ銀行(2021)「米国の経済安全保障政策からの展望」mizuho global news 2021 Sep&Oct vol.115
- 米山一弥(2021)「米国安全保障法制と中国ビジネス」～特集:米中対立下の経済安全保障 JOI. 2021.1

- Congress. Gov (2018) “H.R.5515 – John S. McCain National Defense Authorization Act for Fiscal Year 2019”
- Pelosi, Nancy (2022) “H.R.4521, The American COMPETES Act of 2022”
- United States House of Representatives House Armed Services Committee (2021) “Summary of the National Defense Authorization Act for Fiscal Year 2021”
- US-China Economic and Security Review Commission (2021) “Report to Congress of the US-China Economic and Security Review Commission” Executive Summary and Recommendations
- US Department of Commerce (2018) “Helping the American Economy Grow” Strategic Plan 2018 – 2022
- US Government Publishing Office (2020) “Secure and Trusted Communications Networks Act of 2019”
- The White House (2017) “National Security Strategy of the United States of America” December 2017
- The White House (2020) “National Strategy for Critical and Emerging Technologies” October 2020

- The White House (2021) “Executive Order on America’s Supply Chains”
- The White House (2021) “Interim National Security Strategic Guidance” March 2021
- The White House (2021) “Building Resilient Supply Chains, Revitalizing American Manufacturing, and Fostering Broad-Based Growth” 100-Days Review under Executive Order 14017, June 2021
- The White House (2022) “Executive Order on America’s Supply Chains : A Year of Action and Progress”

【ドイツ～担当:橋本】

- 一般財団法人安全保障貿易情報センター(2021)「欧米等の対内投資規制概要比較」
- 伊藤さゆり(2022)「変わるEUの対中スタンスー日本はどう向き合うべきか?ー」ニッセイ基礎研究所 基礎研レポート
- 角田昌太郎(2021)「各国の輸出管理と対内直接投資管理をめぐる動向」国立国会図書館 調査及び立法考査局
- 内閣官房(2021)「経済安全保障法制に関する有識者会議～官民技術協力に関する検討会合」第1回資料令和3年12月9日
- 内閣官房(2022)「経済安全保障法制に関する有識者会議～サプライチェーン強靱化に関する検討会合」第2回資料令和4年1月12日
- 内閣府(2019)「第5期基本計画レビューに関するデータ集」
- 日本貿易振興機構(2020)「ITセキュリティ法2.0を閣議決定、特定企業の排除は明示せず」ビジネス短信(2020/12/25)
- 日本貿易振興機構(2021)「欧州委、産業界の復興と自律性強化を目指す産業戦略の更新版発表」ビジネス短信(2021/5/7)
- 日本貿易振興機構(2021)「ITセキュリティ法2.0施行、5G機器など重要部品の審査厳格化」ビジネス短信(2021/6/4)
- 日本貿易振興機構(2021)「デューデリジェンス法が成立、2023年1月に施行」ビジネス短信(2021/6/30)
- 日本貿易振興機構(2022)「外資に関する規制(ドイツ)」
- European Commission (2021) “Updating the 2020 New Industrial Strategy: Building a stronger Single Market for Europe’s recovery” COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT, THE COUNCIL, THE EUROPEAN ECONOMIC AND SOCIAL COMMITTEE AND THE COMMITTEE OF THE REGIONS
- European Commission (2021) “Strategic dependencies and capabilities” Accompanying “Updating the 2020 New Industrial Strategy: Building a stronger Single Market for Europe’s recovery”

【フランス～担当:梅原】

- 日本貿易振興機構(JETRO)(2021a)「欧州委、産業界の復興と自律性強化を目指す産業戦略の更新版発表」、ビジネス短信(2021/5/7)
- 日本貿易振興機構(2022)「外資に関する規制(フランス)」、2022年03月07日(最終更新日)
日本貿易振興機構(2021b)「外資規制の特例措置を2022年末まで延長」、ビジネス短信(2021/12/1)
- 「知られざる知財大国フランス」、竹下 敦也、特技懇 260号(2011/1/28)、特許庁技術懇話会
- Government of France (2015) “French National Digital Security Strategy”, announced on October 16th, 2015, by French Prime Minister Manuel Valls
- Government of France (2021) “2021 Strategic Update”, announced on January 19th, 2021, by French President Macron
- Institute for Strategic Research of the French Ministry for the Armed Forces “Chinese influence operations”, English translation of the October 2021 edition

【韓国～担当:梅原】

- 日本貿易振興機構(JETRO)(2021a)「政府が競争力強化へ「K-半導体戦略」発表」、ビジネス短信(2021/5/19)
- 日本貿易振興機構(2021b)「素材・部品・装置競争力強化の2年の成果説明」、ビジネス短信(2021/7/9)
- 日本貿易振興機構(2020a)「『韓国版ニューディール』構想を公表」、ビジネス短信(2020/7/17)
- 日本貿易振興機構(2021c)「成長戦略を修正、『韓国版ニューディール2.0』」、ビジネス短信(2021/7/28)
- 「韓国の新たな半導体戦略と産業政策の方向修正」亜細亜大学アジア研究所教授 奥田聡、東レ経済研究所「経営センサー7・8月号」2021 No.234 日本貿易振興機構(2021d)「第1回韓米半導体パートナーシップ対話を開催、サプライチェーン強化策を議論」、ビジネス短信(2021/12/13)
- 日本貿易振興機構(2022a)「政府、サプライチェーン強化に寄与する対内直接投資を支援」、ビジネス短信(2021/7/5)
- 日本貿易振興機構(2022b)「韓米間のサプライチェーン協力に関する共同声明を発表」、ビジネス短信(2021/5/25)

- 日本貿易振興機構(2019)「模倣対策マニュアル 韓国編」、2019年3月
- 日本貿易振興機構(2020b)「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律(法律第17529号)」、知的財産情報(知財関連法律改正の動き)、(2020/10/20)
- 日本貿易振興機構(2021e)「技術流出防止および営業秘密保護に向けた政府部処レベルの基本計画を確立」、知的財産ニュース(2021/4/22)

【台湾～担当:梅原】

- 日本貿易振興機構(JETRO) (2021)「半導体サプライチェーンの上流強化を目指す台湾」、地域・分析レポート(2021/6/21)
- National Information and Communication Security Taskforce “National Cyber Security Program of Taiwan (2021 to 2024)”, Executive Yuan, Republic of China (Taiwan), February 2021
- 台湾行政院「防止國家核心關鍵技術外流 政院通過『國家安全法』修正草案及『臺灣地區與大陸地區人民關係條例』部分條文修正草案」、2022/2/17
- 台湾經濟部「Å 世代半導體-先端技術與產業鏈自主發展計畫」、2020年9月

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべて御客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。

当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2022 Institute for International Monetary Affairs (公益財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: Nihon Life Nihonbashi Bldg., 8F 2-13-12, Nihonbashi, Chuo-ku, Tokyo 103-0027, Japan

Telephone: 81-3-3510-0882

〒103-0027 東京都中央区日本橋本2-13-12 日本生命日本橋ビル8階

電話 : 03-3510-0882 (代)

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <https://www.iima.or.jp>